九州沖縄農業試験研究推進会議運営要領

(趣旨)

第1 「国立研究開発法人(以下「国研」という)農業・食品産業技術総合研究機構(以下「農研機構」という)研究業務実施規程(23規程第121号。以下「規程」という。)第13条第2項の規定に基づき、国が定めた食料・農業・農村基本計画及び農林水産研究基本計画に則し、地域農業に関する技術の向上のために、研究業務の効果的・効率的な実施及び研究成果の社会実装の促進等により、研究開発成果の最大化を図る観点から、国、都道府県、大学、民間企業、関係団体又は関係する国立研究開発法人(以下「国研」という)の協力を得て、九州沖縄地域の農業に関する試験研究を対象とする九州沖縄農業試験研究推進会議(以下「推進会議」という。)を開催する。

(推進会議の主宰及び協力)

第2 推進会議は、国研及び公設試験研究機関(以下「公設試」という)の場所長、農林 水産省九州農政局長、内閣府沖縄総合事務局長、県試験研究調整責任者等の協力を得て、 農研機構九州沖縄農業研究センター所長(以下「所長」という。)を会議責任者とし、 会議を招集し、主宰する。

(推進会議の構成)

第3 推進会議は、本会議のほか推進部会及び推進部会に係わる諸会議(別紙体系図による。)をもって、構成することとする。

(推進会議の運営等)

第4 本会議は、行政部局、国研及び公設試に加え、所長の判断によって大学、民間企業等他機関の参加も可能なものとし(別表)、九州沖縄地域における現場ニーズの把握、研究戦略の検討、産学官連携の推進、研究成果の社会実装の促進、人材育成を含む効果的・効率的な研究開発の推進について検討を行う。

(推進部会の運営等)

第5 第3に定める各推進部会の部会長は、九州沖縄農業研究センターまたは関係する農 研機構研究部門の研究領域長、調整役等のうちから、所長が指名する。

推進部会では、部会長の任務を補佐する副部会長を置くことができ、部会長の推薦を受けて所長が指名する。

推進部会では、生産現場の問題解決を進める「国が重点的に研究開発を推進すべき技術的課題」を検討する。あわせて当該部会の関わる専門分野を対象とした主要な研究成果、研究成果の普及・実用化促進、研究戦略、産学連携の推進、人材育成を含む効果的・効率的研究推進方策等について検討を行う。

なお、推進部会の効率的運営を図るため、必要に応じ目的を明確にした研究会等を部会長の責任のもとに開催することができる。

(推進会議の構成者および参集者)

第6 推進会議の構成者及び参集者は、別表によるほか、必要に応じ所長が指名する。

(他区分との共催)

第7 推進部会を他の推進会議の区分と合同して行う必要のある場合は、関係する区分の

会議責任者との協議により開催することとする。

(会議の報告)

- 第8 部会長は、会議終了後遅滞なく、会議の内容及び検討の概要について、報告書を作成し、所長に提出する。
- 2. 所長は、推進会議の概要報告書を作成し、その写しを国研、公設試、並びに行政部局の長へ送付する。

(事務局)

第9 推進会議の総合調整に係わる事務を行うため、事務局を農研機構九州沖縄農業研究 センター研究推進部研究推進室に置く。

附則

- 1 この要領は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、平成15年5月23日から施行する。
- 3 この要領は、平成15年11月18日から施行する。
- 4 この要領は、平成18年4月1日から実施する。
- 5 この要領は、平成19年4月1日から実施する。
- 6 この要領は、平成20年4月1日から実施する。
- 7 この要領は、平成21年4月1日から実施する。
- 8 この要領は、平成22年4月1日から実施する。
- 9 この要領は、平成23年4月1日から実施する。
- 10 この要領は、平成23年12月1日から実施する。

附 則 (H26.10.28 26 九セ 26102107 号)

この要領は、平成26年10月1日から実施する。

附 則 (H27.2.25 26 九セ第 27022501 号)

この要領は、平成27年4月1日から実施する。

附 則 (H28.6.28 28 九セ第 0328003 号)

この要領は、平成28年4月1日から実施する。

附 則 (R元.12.9 元九セ第 0806004 号)

この要領は、令和元年11月1日から実施する。

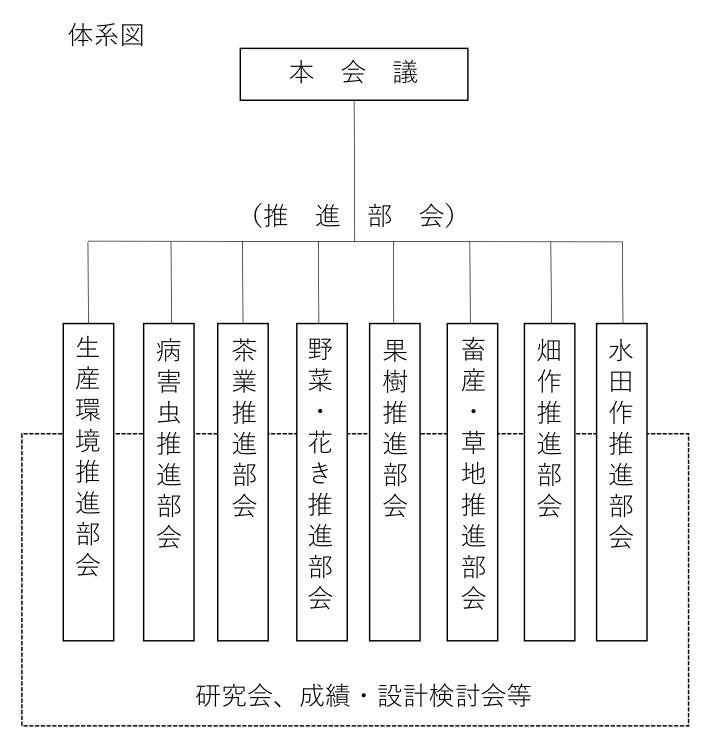
附 則 (R4.3.14 3九セ第 0228001 号)

この要領は、令和4年4月1日から実施する。

別表

九州沖縄農業試験研究推進会議の構成者及び参集者

			構	成 者 及	- 2	者
会議	(部会)	の種類	(国研)農研機構	公設試	行政部局	その他の機関
本	会	議	九州沖縄農業研究センター 所長、研究推進部長、研究領域長 研究調整監、事業化推進室長、研 究推進室長 本部 管理本部技術支援部九州沖縄技術 支援センター長 果樹茶業研究部門枕崎調整役 動物衛生研究部門鹿児島調整役	公設試 場所長 研究企画担当部長等	九州農政局長又はその指名する者 沖縄総合事務局長又はその指名する者 する者 県主務部長又はその指名する者 県試験研究調整担当者	・(国研)国際農林水産業研究センター熱帯・島嶼研究拠点所長・(国研)森林研究・整備機構森林総合研究所九州支所長・(国研)水産研究・教育機構西海区水産研究所長・所長の判断により、大学、民間企業等他機関の参加も可能なものとする。
推進	生 部 名	슾	九州沖縄農業研究センター 研究領域長、研究調整監 果樹茶業研究部門枕崎調整役 動物衛生研究部門鹿児島調整役 等	公設試研究部長等	九州農政局関係者 沖縄総合事務局関係者 県農業革新支援専門員および普 及指導員等	・部会長が会議の運営に必要と認める者



- ・農業機械・土木検討会は、水田作、畑作、野菜花きの各部会での共催とし、成果情報、技術的課題、「みどりの食料システム戦略」技術カタログ候補について該当がある場合は内容に応じてこれらの部会へ提出することとする。
- ・経営研究会 と食品技術研究会は、水田作、畑作、畜産、果樹、野菜花き、茶業の各部会での共催とする。成果情報、技術的課題、「みどりの食料システム戦略」技術カタログ候補 について該当がある場合は内容に応じてこれらの部会へ提出することとする。